

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和元年度11月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 海岸の松くい被害及びナラ枯れ被害対策の強化について 今年度は、9月時点で既に昨年度を越える被害が発生しており、関係者は危機感を強めている。被害拡大を抑えるため、早急に被害対策の強化を行うこと。</p>	<p>ナラ枯れ被害については、大山周辺で増加したことから、11月5日に「鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会」を開催し、緊急的に関係機関で被害対策の方針を合意したところであり、11月補正予算において被害対策の強化を検討する。また、さらなる被害の拡大を抑制するため、来年度当初予算に向けて、トラップ設置や被害木へのビニール被覆等の予防措置強化について検討していく。</p> <p>松くい虫被害については、全県的には被害は減少しているが、一部の海岸林で増加している現状にある。海岸林の被害木は伐倒し薬剤処理を行うこととしている。併せて、来年度当初予算に向けて更に被害状況を踏まえた対策を検討していく。</p> <p>【11月補正】ナラ枯れ対策事業 11, 202千円</p>
<p>2 避難所のオストメイト対応について 災害時に避難所等で使用できるよう、オストメイト用ストーマ装具ならびに装具交換用のテント・簡易トイレを備蓄すること。</p>	<p>災害時自宅からストーマ装具を持ち出せない者のために、熊本地震の際には専門学会や装具の業界団体が協力し、装具のセットを提供された。また、多目的トイレのない避難所ではオストメイト専用の災害用トイレが必要とされている。</p> <p>このため、日本オストミー協会鳥取県支部と協議を重ね、令和2年度当初予算において、ストーマ装具標準セット及びオストメイト専用の災害用トイレを備蓄することを検討する。</p>
<p>3 河川の洪水防止対策について 河川の堤防の幅や高さが必要な水準に達していないなど今後の洪水防止のために対策の必要な箇所を点検・把握し、対策を迅速に実施すること。 また、水準未達箇所のカメラの増設及び夜間監視可能な状態にすること。併せて、国へも要望すること。</p>	<p>今シーズンの台風被害の教訓を踏まえて設置した、主に河川の治水対策を検討する「水防対策検討会」において具体的な対策を検討し、年内に中間とりまとめを行い、来年度当初予算に反映させることとしているが、改修が必要な箇所については、順次河川整備計画を策定の上、河道拡幅や築堤整備など必要な整備を進めていくとともに、今後も引き続き予算確保について国への要望を行い、効率的な河川整備を進め、効果の早期発現を図っていく。また、河川の水位計や量水票の増設など、速やかに対応が必要なものについては、11月補正予算での実施を検討している。</p> <p>河川監視カメラについては、これまでに県管理河川に100箇所設置（照明付き）しているが、引き続き未整備箇所等、重点的に監視すべき箇所に河川監視カメラの設置を行う。国管理河川については、カメラの増設及び夜間監視への対応について国に対して要望していく。</p> <p>【11月補正】河川情報基盤整備緊急対策事業 18, 500千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 福祉避難所の指定について 福祉避難所の指定を増やし、どのような支援ができるのかなどの情報提供・周知を平時から行うなど、福祉避難所の設置、運営が適切に行われるよう市町村を援助すること。</p>	<p>熊本地震及び鳥取県中部地震における課題を踏まえて、障がい者関係団体等からご意見をお聞きしとりまとめた、福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針や令和元年度6月補正で予算化した要配慮者に対応するために必要な資機材の整備支援なども活用して、引き続き福祉避難所の設置、運営が適切に行われるよう市町村を支援していく。</p> <p>さらに、この度の台風第19号の被害を教訓に、要配慮者の避難を進めるための対策を11月に設定する「防災避難対策検討会」において、具体的な対策を検討していく。</p>
<p>5 災害弱者への避難支援について 災害弱者の避難については、支え愛マップづくりを推奨するなどしてきたが、全県に浸透していない。認知症や重度障がい者について、どこに避難誘導するのかなどを個別に定めた災害時プランを作成、支援するなどの対策を講じること。</p>	<p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、既に全市町村で策定済みの避難行動要支援者名簿に加え、個別支援計画を県としても各市町村へ策定を求めている。</p> <p>また、地域によっては個別支援計画ではなく、共助による支援（支え愛マップづくり）が効果的な地域もあることから、支え愛マップづくりに対する支援事業を活用して、引き続き両面で災害弱者の避難対策を進めていく。</p>
<p>6 避難情報変更についての県民への周知について 避難情報や防災気象情報が5段階に分けられ、避難勧告も避難指示も同じ警戒レベル4に位置付けられ、速やかに非難を促す情報は避難勧告とされたこと、また避難指示は必ず発令されるものではなく緊急的もしくは重ねて避難を促す場合に発令するものとされたことを、県民に周知すること。</p>	<p>避難情報における警戒レベルについては、県としても、警戒レベルごとの標準的な発信文の市町村への提示、報道機関や气象台、市町村との勉強会の開催や県政だよりへの記事掲載、ホームページでの情報発信に取り組んでおり、引き続き市町村と連携して周知に取り組んでいく。</p> <p>これらの避難情報だけでなく、住民にハザード情報をわかりやすく伝えることが重要であり、11月7日に設置した「防災避難対策検討会」において、市町村、有識者などと必要な対策を検討することとしているので、その検討結果を踏まえて、令和2年度当初予算に向けて必要な対策を検討する。</p>
<p>7 小学校外国語活動支援員の処遇改善について 小学校外国語活動支援員の1授業あたりの単価について、県は1,000円、鳥取市は1,500円と、大きな差が生じている。 最近、指導員が不足気味であり、現場からも強い改善要望が出ていることから、単価の引き上げを行うこと。</p>	<p>報酬は、業務の職責や内容に応じて定めており、現在、会計年度任用職員制度移行に向けて改めて報酬額を検証しているところである。</p> <p>なお、鳥取市が配置する支援員には所定の報酬単価以外支払われないが、県の外国語活動支援員には、別途、通勤手当を支払っており、この部分が単価の差額と見込まれる。</p>
<p>8 小学校における英語の専科教員等の配置について 小学校での英語の授業はクラス担任が担当するが、かなり大きな負担であり、マニュアルはあってもそれを読みこなし授業プランを立てる時間がなかなか確保できない状況が多々ある。 英語教育の質の確保に加え、教員の負担軽減、働き方改革のためにも、専科教員等の配置を検討すること。</p>	<p>新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科（英語）加配教員について、令和2年度以降においても、加配措置の拡充及び配置要件の緩和を図るよう、国に対して要求しているところである。</p> <p>学校からの要望等を踏まえ、引き続き小学校専科加配の増加について国に要望していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>9 学童指導員等の人材育成について 小学校6年生まで利用できるようになり、学童保育へのニーズが高まっているところであるが、学童指導員・補助員の不足等により、児童を十分に受け入れられない学童もある。 今後、さらにニーズが高まることを見据え、実際の勤務前に一定期間の実地研修を行うなど、学童保育指導員等の人材育成のための仕組みづくりに取り組むこと。</p>	<p>放課後児童支援員等の採用は市町村が行うが、県が毎年実施している放課後児童支援員等の資質向上研修等を新任者研修として活用することなどを市町村に提案し、積極的な研修参加及び人材育成を促していく。</p>
<p>10 療育手帳所持者への紙おむつの支給について 各市町村において、重度心身障がい者で常に紙おむつを必要とする方等に紙おむつを支給しているが、その対象を療育手帳所持者へ拡大するよう働きかけるなど、県としても取り組むこと。</p>	<p>排便・排尿機能に障がいのある方を対象とした紙おむつの支給については、地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）として、県や国から財政支援を受け各市町村が事業主体となって実施しており、その対象者も市町村が独自に決めることができる制度である。 現在、県内において療育手帳所持者全てを対象として本事業を実施している市町村はなく、一定の運動機能障がい等があることが支給要件となっているが、住民からの要望や対象者拡充について、市町村と協議を進める。</p>
<p>11 ため池の洪水シミュレーションについて これまで地震を念頭に防災重点ため池を指定し、対策をとってきたが、このたびの豪雨では防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が生じたことから、改めて県内のため池について総点検をすること。併せて、降雨量による洪水シミュレーションができるようにすること。</p>	<p>本県では、昨年度の7月豪雨被害を受け、県内全てのため池を対象に点検を実施しており、点検結果を踏まえて、改修、廃止等の措置を講じていく。 また、本年の他県での台風及び大雨被害の教訓を踏まえ、11月に「防災避難対策検討会」を設置し、適期での避難行動を確保するため気象データを基に避難開始の判断を行う基準雨量等を検討するとともに、ため池が決壊した場合の浸水想定区域図についても廃止予定を除く全ての防災重点ため池を対象に今年度中に作成する。</p>
<p>12 介護福祉士修学資金について 介護人材の求人倍率は高止まりしており、介護人材確保にこの資金は重要な貢献をしているところであるが、今年度、資金が枯渇したとして入学者分が募集されないなど、予算総額が足りないと考えられる。 また、入学前予約分については、現在毎年11月以降に文書通知がなされているが、専門学校等のオープンキャンパス（7～8月）には間に合っていない。については、予算枠の拡大と募集開始時期の前倒しをすること。</p>	<p>介護福祉士修学資金等貸付事業については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会が国の制度に基づき、介護福祉士の養成施設の入学生等を対象として貸付を実施している。 例年、貸付実施の前年11月に翌年3月卒業見込みの高校生を対象とした1次募集を、4月に養成校等の入学者を対象とした2次募集を実施しているが、今年度は平成30年度に国へ追加交付を要望したが交付されなかったこともあり、2次募集に充当する貸付原資が十分でないとの県社協の判断で募集が保留されていたものであり、ただちに2次募集するように促した。 貸付原資については、国の補助金(補助率 9/10、H28 年度～)を活用しており、来年度以降の貸付希望者に支障のないよう、国に対して配分額の拡大を要望していく。 また、卒業見込みの高校生に対する1次募集の開始時期の前倒しについては、高校の成績証明の手続きが必要であるが、関係機関と協議の上、検討を行っていく。</p>